

秋田県条例第二十六号

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例

秋田県立都市公園条例（昭和五十年秋田県条例第七号）の一部を次のように改正する。
別表第二号の表中備考以外の部分を次のように改める。

電柱その他これに類するもの									区分		単位		使用料の額					
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	地上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	一本につき一年	一個につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	立中央公園	秋田県立小泉湯公園及び秋田県立中央公園	秋田県立北欧の杜公園	もり			
四三〇円	六六〇円	九〇〇円	三九〇円	六二〇円	八五〇円	三九円	三八〇円	一三〇円	四三〇円	六二〇円	二七〇円	二八円	六二〇円	四五〇円	二八〇円	六五〇円	四八〇円	三一〇円

水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの								変圧塔その他これに類するもの	共架電線、地下電線その他線類	
外径が〇・七メートル以上 メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上 〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上 〇・四メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上 〇・三メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上 〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上 〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上 〇・一メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	地上に設けるもの	地下に設けるもの	長さ一メートルにつき一年
一三〇円	一六〇円	九三円	七〇円	四六円	三五円	二三円	一六円	七七〇円	四円	長さ一メートルにつき一年
一七〇円	一二〇円	六七円	五〇円	三四円	二五円	一七円	一二円	五六〇円	二円	長さ一メートルにつき一年

郵便差出箱及び信書便差出箱	外径が一メートル以上のもの		一個につき一年	四六〇円	三四〇円
	公衆電話所	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物			
標識	一本につき一年	一九円	八円	六二〇円	四五〇円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料の置場	占用面積一平方メートルにつき一月	一九〇円	七六円		

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。